

税務会計研究の方法論

専修大学 柳 裕 治

はじめに

わが国において「税務会計」という用語が一般に使用され、「会計と税法の関係」が研究領域とされ、大学の研究教育科目として設置されるようになったのは第二次大戦後のことである。特にシャープ勧告が出された昭和二五年以降は、申告納税制度の目的を達成するために導入された青色申告制度により、会計の知識・技術が不可欠となり、会計的アプローチの税法研究が活発に行われるようになった。そして税務会計の研究と教育の振興をはかることを目的として、平成元年には「税務会計研究学会」が設立されるに至った。会計学界においては、先達の精力的な研究により、税務会計は独立の学問領域として認識されるまでに発展してきた。

しかしながら、税務会計という概念は、それを論ずる者の視点においてそれぞれ異なる。税務会計が一つの科学として成立するためには、Wolfe, G.⁽¹⁾が述べているように、個別的な研究成果を一つの首尾一貫した理論体系として形成しなければならぬ。したがって、税務会計の体系の構成は研究方法論をもって始められなければならない。

Lüffelhoiz, J. が述べているように「方法論は研究の最後にあるが、体系の最初にある。」⁽²⁾といい得る。

本報告では、税務会計とは、「何」を研究対象とし、「どのような研究方法」により論究する学問領域であるかを、先達の見解をもとに考察し、さらに私の税務会計に対する研究方法と基礎的思考について述べることをとする。

なお、紙面の制約もあり、私の税務会計に対する研究方法論と基礎的思考の詳細については、拙著『税法会計制度の研究—税務財務諸表独立性の論理—』（森山書店、平成一七年）を御一読いただきたい。

I 税務会計研究方法論の類型

租税を研究対象とする学問領域としては、税法学・財政学・会计学・経営学が存在する。これらの学問領域において、企業の所得計算を対象とする研究は、主に税法学・会计学において行われている。税法学 (Steuerrechtswissenschaft) は、課税の法的秩序を研究するものであり、課税を法律事象として理解するものである。特に所得計算については、ドイツにおいては税法会計 (貸借対照表税法 Bilanzsteuerrecht) として展開されてきている。また、会计学においては、一般的に、企業の課税所得計算を研究対象とする領域を税務会計論という。この研究領域は、ドイツにおいては、税務会計 (税務貸借対照表論 Steuerbilanzlehre) として、経営経済的租税論 (Betriebswirtschaftliche Steuerlehre)⁽³⁾ の一研究領域として展開されてきている。経営経済的租税論とは、①企業の経営計画・組織・法形態の選択等への租税の影響を研究する経営経済的租税作用論 (Betriebswirtschaftliche Steuerwirkungstheorie) ②企業の租税計画・租税政策・会計政策を研究する経営経済的租税形成論 (Betriebswirtschaftliche Steuergestaltungstheorie) ③企業の課税所得計算を研究する税務会計 (Steuerliche Rechnungswe-

sen)、④税法の形成・解釈への経営経済的認識の適用可能性を研究する租税法形成論 (Steuerrechtsgestaltungstheorie) 等を研究課題とする学問領域である。また、ドイツにおいては、今日、租税に関する問題を研究する経営経済的租税論・財政学・税法学の三つを租税法 (Steuerwissenschaft) という概念の下に統合した国家法学 (行政法・財政法) の一部とされる研究領域が形成されている。⁽⁴⁾ しかしながら、租税法は、独立の科学ではなく、むしろ租税に関連する問題範囲を研究する、これらの学科間に存在する学問間の共同研究である。⁽⁵⁾

したがって、課税所得計算を研究対象とする租務会計とは、いかなる内容のものを意味するかは論者により異なる。税務会計研究の方法としては、会計学的アプローチ、法学的 (税法学的) アプローチ、財政学的アプローチ及び経営学的アプローチが考えられる。ここでは企業の所得課税を研究対象とすることになると、税務会計研究は主に会計学的アプローチ又は法学的 (税法学的) アプローチにより行われることになる。しかし、会計学的アプローチ型は税務会計論型 (理論的) と解説型 (実践的)、法学的アプローチ型にも税務会計法 (税法会計) 型 (理論的) と解説型 (実践的) がある。⁽⁶⁾

一 会計学的アプローチ型

(1) 武田昌輔教授の見解

武田教授の税務会計に関する代表的研究書としては、『新講・税務会計通論』(森山書店、昭和六〇年) がある。同書において、武田教授は、⁽⁷⁾ 税務会計を「法人税法上の課税所得を計算するための会計」と定義づけておられる。しかし、税務会計は、「制度会計 (商法会計、証券取引法会計のような法的に強制される会計) ではなく、企業会計によ

〈シンポジウム〉

税務会計研究の基本的課題

総合司会 富岡 幸雄（中央大学）

はしがき

本稿は、平成二〇年一〇月五日、税務会計研究学会第二〇回記念大会統一論題「税務会計研究の基本的課題」における研究報告に基づいて行われた、シンポジウムの議事録である。

シンポジウムにおける報告者は、次の通りである（報告順）。

柳 裕治（専修大学）

浦崎 直浩（近畿大学）

安藤 英義（専修大学）

山本 守之（千葉商科大学）

また、質問者は、次の通りである（発言順）。

武田 昌輔（成蹊大学）

今村 猛（公認会計士）

豊岡 隆（琉球大学）

川北 博（公認会計士）

浦野 晴夫（元立命館大学）

粕谷 幸男（税理士）

河崎 照行（甲南大学）

右山 昌一郎（税理士）

中島 茂幸（北海道商科大学）

岡野 知子（石巻専修大学）

上村 昇（税理士）

弓削 忠史（九州共立大学）

畑山 紀（札幌学院大学）

神森 智（松山大学）

中田 信正（愛知工業大学）

司会（富岡幸雄（中央大学）） 本日は、税務会計研究学会の第二〇回記念大会の統一論題「税務会計研究の基本的課題」について、研究報告をされた先生方のご研究の内容を踏まえながら討論したいと思います。

一 統一論題の趣旨と討論会の論点

司会 いま、ボーダーレス・エコノミーのもとグローバル時代が進化しています。米国発の国際金融危機はグローバルに連鎖し、世界経済に大恐慌以来の破滅的な大混乱を巻き起こし、世界同時不況を誘発しています。このようなグローバル現象を背景として社会経済は激動し、この変化に対応するように、租税環境である租税関連領域の分野でも、変容ともいえるような大きな変化が起こっております。

そもそも、税務会計学という学問は、会計学がそれであるように、ボーダーライン・サイエンスであり、グレンツ・ピッセンシャフトです。私の恩師の黒澤清先生は、会計学はボーダーライン・サイエンスであり、グレンツ・ピッセンシャフト、境界科学であるとおっしゃら

れていましたが、税務会計学こそ、まさにその最先端領域の科学です。その学問的基盤は他の関連領域との有機的関連が深いのです。したがって、この学問を追求するためには、他の関連領域との関係を無視しては成り立ちません。関連領域の変容が大きな影響を与えているからです。相互作用が行われており、これら関連領域の変容について学問的関心を置き、学際的研究を深めることは、けだし当然であります。

そういう意味で、今回は関連領域と税務会計とのかわりに留意しながら、税務会計研究学会は、その第二〇回記念大会を契機に、自からの学問研究の原点に立ちかえり、「税務会計研究の基本的課題」を探究しようというわけです。これが統一テーマ設定の趣旨であり、私どもの学会の狙いでもあります。

そこで第一の論点は、激動する企業会計基準と税務会計との関係は、いかにあるべきかとします。これを便宜上二つに分けます。一つは公正価値会計を中心とした議論と、二つ目は、会計基準のコンバージェンスという差し迫った問題があります。

第二論点は、変貌した会社法と税務会計とのかわり
は、どうあるべきか、であります。

第三論点は、租税法と税務会計の関係は、いかにあるべきか。租税法というよりも法人税法ですね。つまり、法人税法と税務会計との関係は、いかにあるべきかという事です。

これらの各論を踏まえて、第四論点として、税務会計学の方法論について議論したいと思っています。個別具体的なもの踏まえた上での議論でないと空理空論になつてしまう恐れがありますから、いろいろなものを踏まえた上で方法論の検討と展開をしたいと思えます。

進行について何か、ご意見がありますか。よろしければ拍手してください。(拍手)

二 公正価値会計についての質問

司会 まずは、会長の武田昌輔先生から浦崎直浩先生へのご質問です。浦崎先生に対しまして、先生のおっしゃる研究成果は、一般の財務諸表にどういふかわりをもつかというご質問ですが、武田会長、ご趣旨のご説明

をよろしく願います。

武田昌輔(成蹊大学) 私の質問の内容は、要するに財務諸表について、いろいろご説明がございましたけれども、税務に対する要求だけであるのか、あるいは一般の財務諸表を作成するときにもこのようなファクターを取り入れて財務諸表を作るべきかを伺いたい。その趣旨は、税法というものは、税務計算というものは独立した会計ではないんですね。こういうことを言うとな怒られそうですけれど。つまり、公正妥当な会計基準、それに従つて、それを取り入れて、これを基礎として、そしてさまざまな修正、税法的な問題を修正、加工するということでもありますから、一般に公正妥当と認められるという会社の財務諸表、それにもこれは影響を与えるものかというところを伺いたい。これが私の質問の趣旨ですが、よろしいでしょうか。

司会 浦崎先生お願いいたします。

浦崎直浩(近畿大学) 昨日、一般の財務諸表に対してどのような影響があるでしょうか、どのようになるのでしょうかということ、準備していた回答と、ただい